

岐阜市立地適正化計画



平成29年3月
岐阜市

目次

I 立地適正化計画の概要・・・・・・・・・・1

- 1 立地適正化計画制度とは・・・・・・・・・・1
- 2 立地適正化計画で定める事項・・・・・・・・1
- 3 岐阜市における立地適正化計画について・・・・・・2

II 都市構造上の課題と方向性・・・・・・・・・・4

- 1 岐阜市における都市構造の把握・・・・・・・・4
- 2 課題の整理と方向性・・・・・・・・・・21

III 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・22

- 1 関連計画におけるまちづくりの方針・・・・・・・・22
- 2 都市づくりの基本理念・将来都市像・・・・・・・・23
- 3 目指すべき都市構造イメージ・・・・・・・・24

IV 誘導区域及び誘導施設・・・・・・・・・・27

- 1 居住誘導区域の設定・・・・・・・・・・27
- 2 都市機能誘導区域の設定・・・・・・・・・・29
- 3 地域生活圏別の誘導区域・・・・・・・・・・31
- 4 都市機能誘導施設の設定・・・・・・・・・・45

V 実現化方策(施策)・・・・・・・・・・55

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・55
- 2 誘導施策の方針・・・・・・・・・・55
- 3 誘導施策・・・・・・・・・・57

VI 数値目標の設定と進行管理・・・・・・・・・・62

- 1 数値目標・・・・・・・・・・62
- 2 計画の評価と見直し・・・・・・・・・・64

I 立地適正化計画の概要

1 立地適正化計画制度とは

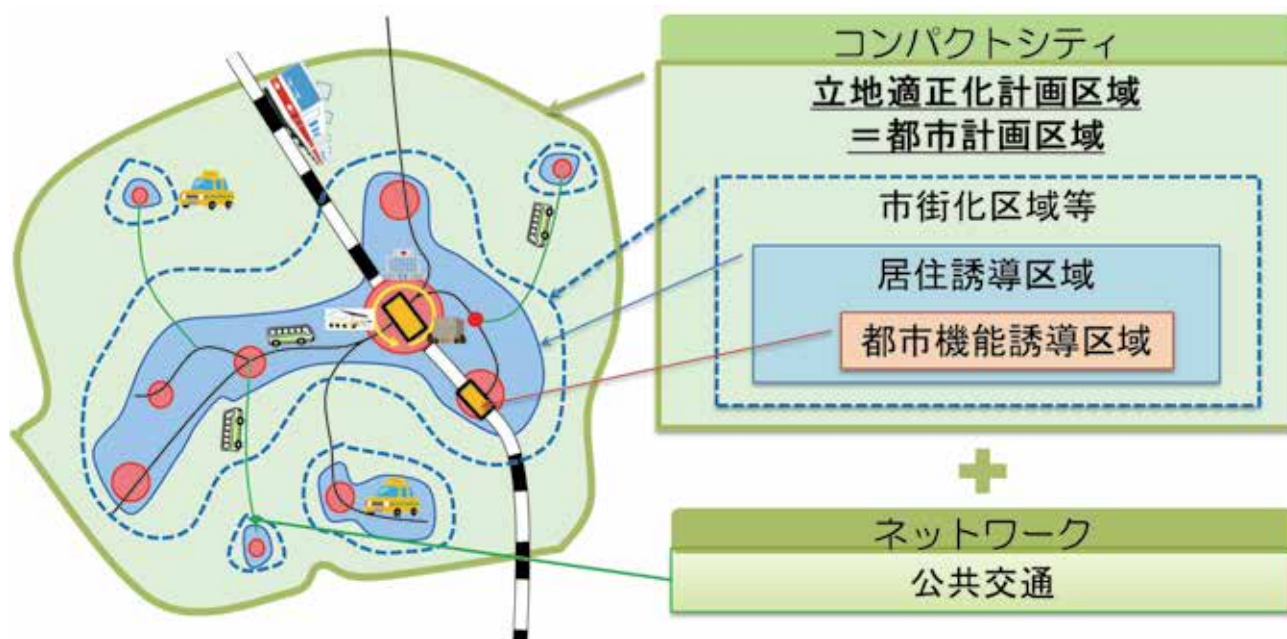
立地適正化計画は、都市再生特別措置法の一部改正（平成26年8月施行）により、市町村が策定できることとなった計画で、都市全体の構造を見渡し「コンパクトシティ+ネットワーク」の考えで住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地するよう、ゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携したまちづくりを行うものです。

岐阜市においても、今後は人口減少とさらなる少子高齢化が見込まれており、健康で快適な生活を確保し、持続可能な都市経営を推進していく必要があることから、岐阜市立地適正化計画を策定するものです。

2 立地適正化計画で定める事項

都市再生特別措置法に基づき、住宅及び都市機能誘導施設の立地の適正化を図る区域（居住誘導区域、都市機能誘導区域）のほか、主に以下の事項について定めます。

- ・住宅及び都市機能誘導施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- ・居住誘導区域に居住を誘導するための施策
- ・都市機能誘導区域に誘導すべき施設及び当該施設の立地を誘導するための施策



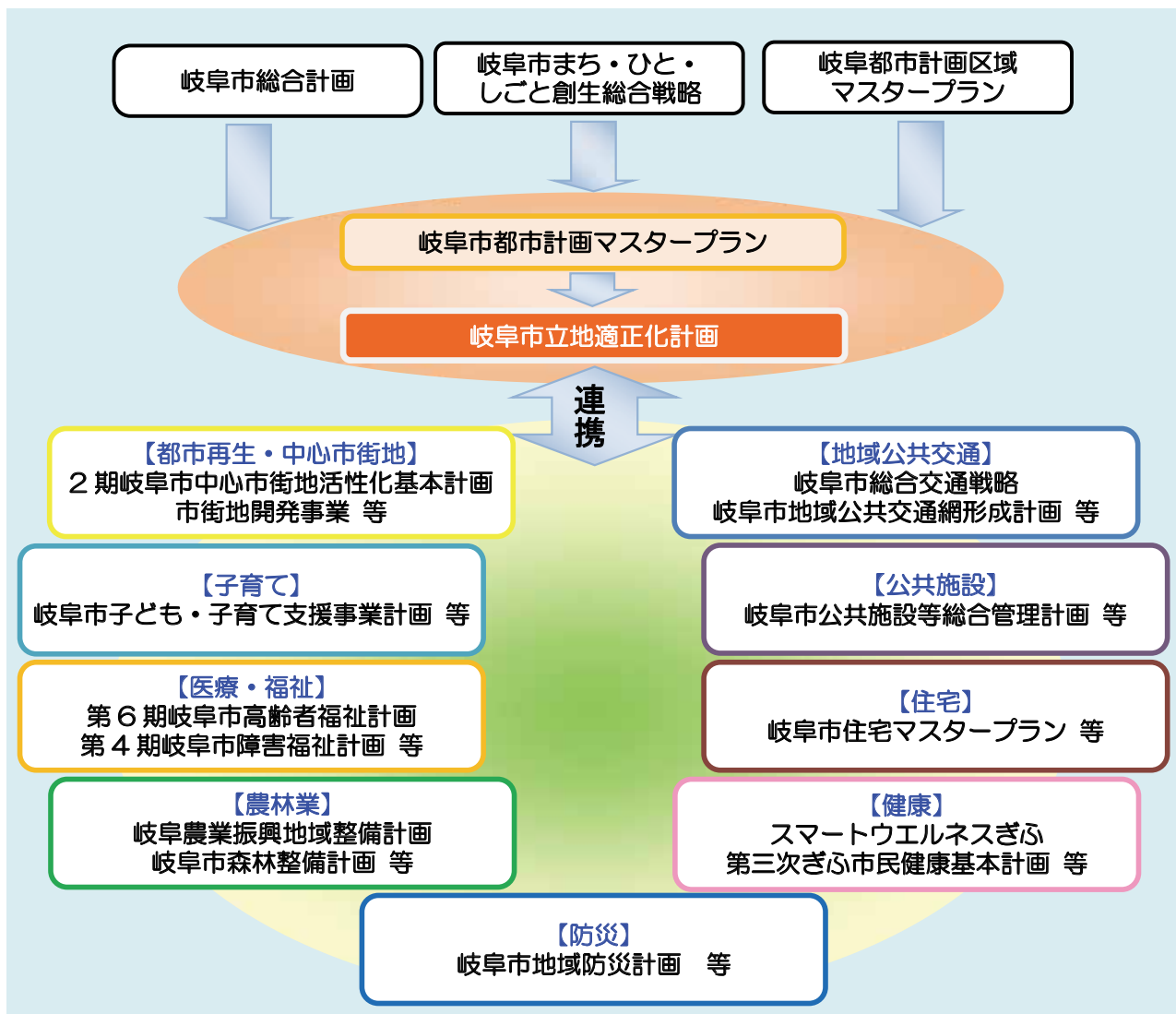
出典：国土交通省資料を加工

図－立地適正化計画のイメージ

3 岐阜市における立地適正化計画について

(1) 計画の位置付け

岐阜市立地適正化計画は、包括的なマスタープランとして作成するものであり、公共交通、住宅、医療・福祉、子育て、農林業など、多様な分野の施策と連携していきます。

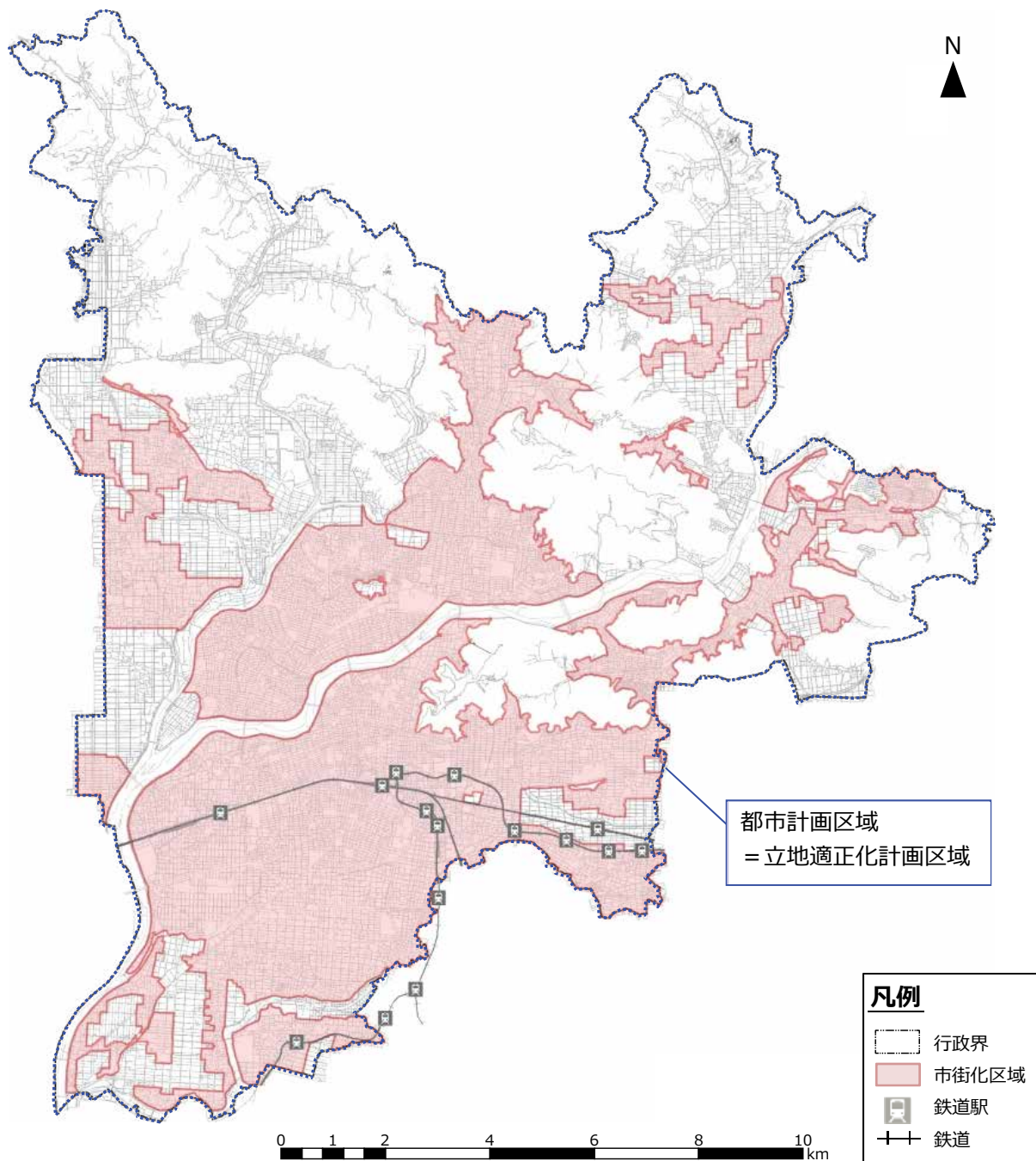


図－岐阜市立地適正化計画の位置付け

(2) 計画対象区域・目標年次

計画対象区域：岐阜市全域（都市計画区域）を計画対象区域とします。

目標年次：おおむね 20 年後の 2035 年（平成 47 年）を目標年次とします。



図－岐阜市立地適正化計画対象区域図